

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

天理市長 並 河 健

天理市条例第29号

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業施行規程の一部
を改正する条例

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業施行規程（平成17年3月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（施行地区に含まれる地域の名称）

第3条 事業の施行地区（以下「施行地区」という。）に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。

天理市田部町及び別所町の各一部

第10条中「別表第1のとおり」を「大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理審議会」に改める。

第11条第1項中「それぞれ」を削る。

第18条中「工区ごとに」を削る。

第19条第2項中「同一工区内に」を削る。

第30条第2項中「別表第2又は別表第3」を「別表第1又は別表第2」に改め、同条第8項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

この条例は、大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業の事業計画の変更の公告の日から施行する。